

○筑紫野市男女共同参画推進条例

(平成 17 年 10 月 18 日条例第 31 号)

改正 平成 18 年 1 月 4 日条例第 8 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 11 条)
 - 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 12 条—第 20 条)
 - 第 3 章 筑紫野市男女共同参画推進委員(第 21 条—第 32 条)
 - 第 4 章 苦情及び救済の申出の処理(第 33 条—第 43 条)
 - 第 5 章 筑紫野市男女共同参画審議会(第 44 条—第 54 条)
 - 第 6 章 雑則(第 55 条)
- 附則

私たちの日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等が謳われ、国においては、男女平等の実現に向けた取組が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准など、国際社会における動向に呼応して進められてきました。

筑紫野市は、平成 7 年に「筑紫野市人権都市宣言に関する条例」を制定し、平成 15 年には「男女共同参画都市宣言」を行うなど、あらゆる差別のないまちづくりのための様々な取組を行っています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行は、今なお根強く残っています。これらを解消し、真の男女平等を実現するには、なお一層の努力が不可欠です。

さらに、今日の社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、豊かで活力ある未来を築くためにも、すべての人が性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められています。

このような状況の中で、国は平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題」として位置づけました。

筑紫野市においても、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場において、市、市民、事業者等が協働して、男女共同参画を推進しなければなりません。

ここに私たちは、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画を推進することにより、性にかかわらず、すべての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず、事業を行うものをいう。
- (5) 地縁等による団体 市内における自治組織等地縁に基づく団体及び市内を活動の拠点とするスポーツ団体等をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の親密な関係にある男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、性的、精神的、経済的若しくは言語的な苦痛を与える暴力又は虐待をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって当該相手方に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) すべての人は、直接的又は間接的であるかを問わず、性による差別的な取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保され、個人として尊重されなければならない。この場合において、部落差別をはじめ、障害、国籍、年齢、文化その他の理由による差別と性による差別とを重複して受けないよう配慮されなければならない。
- (2) すべての人は、対等な関係の下に、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康を保持することができるよう配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、性によって固定された役割分担意識に基づく制度又は慣行に縛られることなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、活動が選択できるよう配慮されなければならない。
- (4) すべての人は、性にかかわらず、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、平等に参画する機会が保障されなければならない。

(5) すべて的人是、家族の協力と社会の支援の下に、家庭生活における子の養育、家族の介護等、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等家庭以外の分野における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。

(6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調の下に行わなければならない。
(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画を推進する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画を推進するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

3 市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

4 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民、事業者及び地縁等による団体(以下「市民等」という。)と協力しなければならない。

(市議会の責務)

第5条 市議会は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野で男女共同参画を推進するとともに、市の男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を積極的に推進しなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、雇用の分野において、就労者の雇用上の均等な機会及び待遇を図るとともに、就業と家庭を両立できるよう就労に関する条件及び環境の整備に努めなければならない。

4 事業者は、その就労者に対して男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めなければならない。

5 事業者が市との工事請負等契約を希望し、競争入札参加資格審査申請を行う場合は、市の求めに応じて、男女共同参画の推進状況を報告するよう努めなければならない。

(地縁等による団体の責務)

第8条 地縁等による団体は、基本理念にのっとり、その活動を行うに当たっては、すべての人が性にかかわらず、対等な構成員として平等に参画できる機会を確保するよう努め、相互に協力して男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第9条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念にのっとり、教育を行うに当たって、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(補助金交付団体の責務)

第10条 市から運営又は活動に対する補助金を受けている団体は、市の求めに応じて、男女共同参画の推進状況を報告するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止等)

第11条 すべての人は、あらゆる分野において性による差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント並びに人身売買及び売買春等人権を侵害する行為をしてはならない。

3 すべての人は、公衆に表示する情報において、性による固定的な役割分担及び差別又は男女間における暴力等を連想若しくは助長する表現並びに男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画に係る基本計画等)

第12条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画(以下「男女共同参画に係る基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、男女共同参画に係る基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ筑紫野市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。

3 市は、男女共同参画に係る基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、公表しなければならない。

4 市は、毎年、男女共同参画に係る基本計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(市における政策の立案及び決定の過程への参画促進等)

第13条 市は、市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進するため、次に掲げる積極的格差是正措置を行う。

(1) 附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、当該附属機関等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員の職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

2 性にかかわらずなく、職員が、子の養育及び家族の介護等の家族的責任を果たすことができる職場環境づくりを積極的に行うこと。

(農林業及び自営商工業分野における推進)

第 14 条 市は、農林業及び自営の商工業の分野において、すべての人が性にかかわらずなく対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会を確保するため、環境整備、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(女性の労働環境改善のための支援)

第 15 条 市は、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において女性の労働環境が改善されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行うよう努めなければならない。

(男女共同参画推進教育の充実)

第 16 条 市は、学校教育その他の教育の分野において、男女共同参画を推進する教育の充実を図らなければならない。

(啓発活動等)

第 17 条 市は、男女共同参画に関する市民の関心及び理解を深めるため、情報の提供及び啓発活動を行わなければならない。

2 市は、男女共同参画について広く市民の理解を深め、その取組の意欲を高めるため、男女共同参画推進に関して著しく功績があったものを表彰することができる。

(調査研究)

第 18 条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、情報の収集及び分析その他の調査研究を行わなければならない。

(男女共同参画推進体制)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備を図らなければならない。

(活動拠点)

第 20 条 男女共同参画の推進にむけた市民等の活動拠点を筑紫野市生涯学習センター(筑紫野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成 12 年筑紫野市条例第 51 号)第 1 条に規定する施設をいう。)内に置く。

第 3 章 筑紫野市男女共同参画推進委員

(男女共同参画推進委員の設置)

第 21 条 市長は、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として、筑紫野市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

(1) 市が実施する男女共同参画施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情

- (2) 性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合(以下「人権侵害」という。)における被害者の救済
- 2 推進委員の定数は、3人以内とする。
- 3 推進委員は、男女共同参画施策に関して優れた識見を有し、性による差別の解決に熱意があり、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、推進委員の数が2人以上である場合においては、男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

(推進委員の職務)

第22条 推進委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第1号に規定する苦情を処理するための調査又は勧告等を行うこと。
- (2) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第2号に規定する救済を処理するための調査、勧告又は要請等を行うこと。
- (3) 制度改善のための意見を表明すること。
- (4) 勧告、要請又は意見表明等の内容を公表すること。

(代表推進委員)

第23条 推進委員の互選により、代表推進委員を定める。

- 2 代表推進委員は、合議事項につき推進委員を代表する。

(任期)

第24条 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 推進委員は、再任されることができる。
- 3 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。

(責務)

第25条 推進委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

- 2 推進委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(除斥)

第26条 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生じるおそれのある場合は、第33条に定める苦情又は救済の申出についての処理に関わることができない。

(兼職の禁止)

第27条 推進委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 推進委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は推進委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。

(守秘義務)

第 28 条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第 29 条 市長は、推進委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられない場合

(2) 職務を怠り、又は第 25 条から前条までの規定に違反した場合

(3) 推進委員としてふさわしくない行為が明白に認められる場合

(推進委員の報酬及び費用弁償)

第 30 条 推進委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 30 年筑紫野町条例第 22 号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 推進委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成 3 年筑紫野市条例第 37 号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(関係機関等との連携)

第 31 条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

(推進委員の庶務)

第 32 条 推進委員の庶務は、総務部男女共同参画推進課において処理する。

第 4 章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第 33 条 市民等は、推進委員に対し、第 21 条第 1 項第 1 号に規定する苦情の申出をすることができる。

2 市内において市及び市民等から人権侵害を受けた個人は、推進委員に対し、第 21 条第 1 項第 2 号に規定する救済の申出をすることができる。

(申出の手続)

第 34 条 前条に規定する苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)

は、次に掲げる事項を記載した書面により行われなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申し出ることができる。

(1) 申出人の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 苦情等の申出の趣旨及び理由並びにその申出の原因となった事実

(3) その他規則で定める事項

2 苦情等の申出は、代理人により行うことができる。

(調査の実施等)

第 35 条 推進委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、関係資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 前項の場合において、あらかじめ当該関係人に対し、調査を通知しなければならない。

3 市は、第 1 項に規定する調査を拒んではならない。

4 推進委員は、市民等に対して第 1 項に規定する調査の協力を求めることができる。この場合において、あらかじめ調査協力の同意を得なければならない。
(推進委員の調査の対象としない事案)

第 36 条 苦情等の申出が次に掲げる事案であるときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の調査の対象としない。

(1) 裁判所において係争中の事案及び判決等があった事案

(2) 行政庁において不服申立てが行われている事案及び不服申立てに対する裁決又は決定を経て確定した事案

(3) 議会に関する事案

(4) 推進委員が既に苦情等の処理を終了した事案

(5) 前条第 4 項に規定する調査協力の同意が得られない事案

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないとして推進委員が認める事案

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(調査の中止等)

第 37 条 推進委員は、調査を開始した後においても、苦情等の申出が第 36 条第 1 項に規定する事項に該当することが判明したとき、又は申出に理由がないと認めるときは、調査を中止するものとする。

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(是正勧告)

第 38 条 推進委員は、第 33 条第 1 項に規定する苦情の申出があった場合において、市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、その機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告(以下「是正勧告」という。)することができる。この場合において、是正勧告は、推進委員の合議を要する。

2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。

3 推進委員は、必要があると認めるときは、是正勧告を受けた当該機関に対し、どのような措置を講じたかについての報告を期限を定めて求めることができる。

4 推進委員は、是正勧告を行い、又は前項に規定する報告を受けたときは、速やかに、苦情の申出人にその旨を通知するとともに、これを公表しなければならない。

い。この場合において、個人情報の保護等人権に必要な配慮がされなければならない。

(救済勧告)

第 39 条 推進委員は、第 33 条第 2 項に規定する救済の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、市が性による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、当該機関に対し人権侵害を排除し、又は抑止する等救済の措置を講ずるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。この場合において、救済勧告は、推進委員の合議を要する。

2 前項の場合において、前条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(制度改善のための意見表明)

第 40 条 推進委員は、苦情等の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市の施策若しくは措置を直ちに是正し、又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明(以下「意見表明」という。)をすることができる。この場合において、意見表明は、推進委員の合議を要する。

2 推進委員は、制度改善の意見表明をするときは、速やかに、意見表明をすることを苦情等の申出人に通知するとともに、これを公表しなければならない。この場合において、公表に当たっては、個人情報の保護等人権に必要な配慮がされなければならない。

(市以外のものによる人権侵害の救済)

第 41 条 推進委員は、第 33 条第 2 項に規定する救済の申出(市に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に関する状況を是正するため、市長に対し、市長が改善のための要請を行うよう求めることができる。

2 推進委員は、次条第 1 項の要請にもかかわらず、救済の申出に関する状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、人権侵害に関する状況を公表するよう求めることができる。

3 第 1 項に規定する要請若しくは前項に規定する公表を求めたとき、又は次条第 5 項に規定する通知を受けたときは、推進委員は、救済の申出人に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 第 1 項の規定による要請の求め及び第 2 項の規定による公表の求めは、推進委員の合議を要する。

(市長の要請及び公表)

第 42 条 市長は、前条第 1 項の要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための要請を行うことができる。

- 2 市長は、前条第2項の規定による公表を求められたときは、人権侵害の状況について必要な事項を公表することができる。
- 3 市長は、前条第1項又は第2項に規定する推進委員からの求めを尊重しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその公表について関係する市民等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 市長は、第1項の要請又は第2項の公表を行ったときは、推進委員に対し、速やかに、その内容を通知しなければならない。
(自己の発意による苦情等の処理)

第43条 推進委員は、必要があると認めるときは、推進委員の合議に基づき、自己の発意に基づく事案について調査を行い、及び必要な処理をすることができる。

- 2 前項の場合において、第35条及び第38条から前条までの規定を準用する。この場合において、推進委員は、自己の発意に基づく人権侵害の事案について調査を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。
- 3 市長は、推進委員の発意に基づく事案について前条第1項の要請又は前条第2項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。

第5章 筑紫野市男女共同参画審議会

(筑紫野市男女共同参画審議会の設置)

第44条 本市における男女共同参画に関する現状及び課題を総合的に検討し、男女共同参画社会の実現を図るため、筑紫野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第45条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の実施状況に関すること。

2 審議会は、前項に掲げる事項について調査審議し、市長に建議することができる。

(組織)

第46条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第47条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体代表

(3) 市民

(委員の任期)

第 48 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 49 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 50 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 51 条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者等の出席)

第 52 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 53 条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 30 年筑紫野町条例第 22 号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成 3 年筑紫野市条例第 37 号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(審議会の庶務)

第 54 条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画推進課において行う。

第 6 章 雑則

(委任)

第 55 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(筑紫野市男女共同参画審議会設置条例の廃止)

2 筑紫野市男女共同参画審議会設置条例(平成 14 年筑紫野市条例第 6 号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な推進委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定により廃止する筑紫野市男女共同参画審議会条例(以下「旧条例」という。)の規定により委嘱された委員は、第47条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなす委員の任期は、旧条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成18年1月4日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。